

「企業結合審査の手続に関する対応方針」新旧対照表

下線部が変更箇所

改 定 後	現 行
企業結合審査の手続に関する対応方針	企業結合審査の手続に関する対応方針
平成 23 年 6 月 14 日 公 正 取 引 委 員 会	平成 23 年 6 月 14 日 公 正 取 引 委 員 会
改定 平成 27 年 4 月 1 日 改定 平成 30 年 9 月 26 日 改定 令和 元年●月 ●日	改定 平成 27 年 4 月 1 日 改定 平成 30 年 9 月 26 日
1 (略)	1 (略)
2 届出前相談 企業結合計画に関し、独占禁止法第 10 条第 2 項（同条第 5 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 15 条の 3 第 2 項並びに第 16 条第 2 項の規定に基づく当委員会に対する届出を予定する会社（以下「届出予定会社」という。）は、当該届出を行う前に、当委員会に対し、当該企業結合計画に関する相談（以下「届出前相談」という。）を行うことができる。届出前相談において、届出予定会社は、届出書の記載方法等に関して相談することができる（届出前相談窓口は、別紙届出書提出先）（注 1）。 例えば、届出書には <u>企業結合を行う会社</u> （以下「当事会社」という。）の国内の市場における地位を記載する項目があるところ、その記載を行うため、一定の取引分野に関する当委員会の考え方について、届出予定会社が当委員会に対し相談するなど、届出予定会社から届出書に記載すべき内容に関連した相談が当委員会に寄せられた場合には、当委員会は、当	2 届出前相談 企業結合計画に関し、独占禁止法第 10 条第 2 項（同条第 5 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 15 条の 3 第 2 項並びに第 16 条第 2 項の規定に基づく当委員会に対する届出を予定する会社（以下「届出予定会社」という。）は、当該届出を行う前に、当委員会に対し、当該企業結合計画に関する相談（以下「届出前相談」という。）を行うことができる。届出前相談において、届出予定会社は、届出書の記載方法等に関して相談することができる（届出前相談窓口は、別紙届出書提出先）（注 1）。 例えば、届出書には <u>届出会社等</u> の国内の市場における地位を記載する項目があるところ、その記載を行うため、一定の取引分野に関する当委員会の考え方について、届出予定会社が当委員会に対し相談するなど、届出予定会社から届出書に記載すべき内容に関連した相談が当委員会に寄せられた場合には、当委員会は、当該相談に対する説明を行うために

該相談に対する説明を行うために必要な情報を届出予定会社から聴取するなどした上で、 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用方針」（平成１６年５月３１日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）及び過去の事案で示した考え方に照らし、その時点での情報に基づき可能な範囲で説明を行うこととする。 また、届出予定会社は、届出前相談に対する適切な説明を得るために必要と思われる資料を当委員会に提出することができる。 なお、届出前相談における届出予定会社と当委員会とのやりとりを踏まえて届出後の審査が行われることとなるが、届出後の審査において、届出前相談における当委員会の説明が修正されることがある。 （注１）（略） ３ 第１次審査（注２） （１）届出書の受理 <u>企業結合計画に関し、当委員会に届出を行う会社（以下「届出会社」という。）が企業結合計画の届出書を当委員会に提出し、当委員会がこれを受理すると、当委員会は、第１次審査を開始する。</u> 企業結合計画の届出書の様式及び届出に必要な書類については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第１６条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和２８年公正取引委員会規則第１号。以下「届出規則」という。）第２条の６、第５条、第５条の２、第５条の３及び第６条において規定されている。当委員会は、これらの規定に基づき提出された届出書を受理したときは、届出規	必要な情報を届出予定会社から聴取するなどした上で、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用方針」（平成１６年５月３１日公正取引委員会。以下「企業結合ガイドライン」という。）及び過去の事案で示した考え方に照らし、その時点での情報に基づき可能な範囲で説明を行うこととする。 また、届出予定会社は、届出前相談に対する適切な説明を得るために必要と思われる資料を当委員会に提出することができる。 なお、届出前相談における届出予定会社と当委員会とのやりとりを踏まえて届出後の審査が行われることとなるが、届出後の審査において、届出前相談における当委員会の説明が修正されることがある。 （注１）（略） ３ 第１次審査（注２） （１）届出書の受理 <u>届出会社が企業結合計画の届出書を当委員会に提出し、当委員会がこれを受理すると、当委員会は、第１次審査を開始する。</u> 企業結合計画の届出書の様式及び届出に必要な書類については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第１６条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和２８年公正取引委員会規則第１号。以下「届出規則」という。）第２条の６、第５条、第５条の２、第５条の３及び第６条において規定されている。当委員会は、これらの規定に基づき提出された届出書を受理したときは、届出規則第７条第１項及び第２項に基づき、届出会社に対し届出受理書を交付する。
---	--

則第7条第1項及び第2項に基づき、届出 会社に対し届出受理書を交付する。 (注2) (略) (2)～(3) (略) 4～5 (略) 6 届出を要しない企業結合の計画に関する相 談 <u>(1) 企業結合を計画している会社からの相談 に対する対応</u> 国内売上高等が届出基準を満たさないため に届出を要しない企業結合、又は届出の対象 となっていないために届出を要しない役員兼 任等の企業結合を計画している会社から、当 委員会に対し、当該企業結合の計画に関して、 具体的な計画内容を示して相談があった場合 には、上記2～5の手續に準じて対応するこ ととする。 <u>(2) 対価の総額が大きい企業結合計画</u> <u>当事会社のうち実質的に買収される会社 (以下「被買収会社」という。)(注5)の国 内売上高等に係る金額のみが届出基準を満 たさないために届出を要しない企業結合計 画(以下「届出不要企業結合計画」という。) のうち、買収に係る対価の総額(注6)が大 きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると 見込まれる場合には、競争に与える影響に ついて精査するため、当委員会は当該届出</u>	(注2) (略) (2)～(3) (略) 4～5 (略) 6 届出を要しない企業結合の計画に関する相 談 国内売上高等が届出基準を満たさないため に届出を要しない企業結合、又は届出の対象 となっていないために届出を要しない役員兼 任等の企業結合を計画している会社から、当 委員会に対し、当該企業結合の計画に関して、 具体的な計画内容を示して相談があった場合 には、上記2～5の手續に準じて対応するこ ととする。 <u>なお、次の場合は、当該相談に関する審査を 中止する。</u> <u>(1) 当委員会が相談会社に求めた資料の提出 が行われなかった場合</u> <u>(2) 相談会社から相談の取下げの申出があっ た場合</u>
---	--

<u>不要企業結合を計画している当事会社に対し別添の資料等の提出を求め、企業結合審査を行う。</u> <u>このため、届出不要企業結合計画について、買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、以下の①から③のいずれかを満たすなど当該届出不要企業結合計画が国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、当該届出不要企業結合計画の当事会社は、上記(1)に基づき当委員会に相談することが望まれる（注7）。</u> <u>①被買収会社の事業拠点や研究開発拠点等が国内に所在する場合</u> <u>②被買収会社が日本語のウェブサイトを開設したり、日本語のパンフレットを用いるなど、国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合</u> <u>③被買収会社の国内売上高合計額が1億円を超える場合</u> <u>(注5) 被買収会社とは、例えば、株式取得の場合は株式発行会社、吸収合併の場合は吸収合併消滅会社、事業等の譲受けの場合は事業等の譲渡をしようとする会社を指す。</u> <u>(注6) 当該買収に係る対価の総額とは、当該買収に関連して授受される金銭、株式、証券、その他資産を合算したものとする（将来的に授受される予定の金銭等を含む）。</u> <u>(注7) 当該当事会社から相談がない場合には、当委員会は当該当事会社に別添の資料等の提出を求め、企業結合審査を行う。また、届出不要企業結合計画について、買収に係る対価の総額が400億円以下の場合や、①から③のいずれも満た</u>	<u>(新設)</u>
--	--------------------

<u>さない場合であっても、国内の競争に与える影響について精査する必要がある場合には、当委員会は当該届出不要企業結合計画について企業結合審査を行う。</u> 別紙 届出書提出先（略） 別添 公正取引委員会が企業結合審査において参考とする資料の例	別紙 届出書提出先（略） 別添 公正取引委員会が企業結合審査において参考とする資料の例
---	---

企業結合ガイドラインの 該当箇所			資料の例		
第 2 - 2	一定の取引分野 (商品の範囲)		・商品の概要（形状、特性等） ・原材料、製法、製造工程図 ・品質・性能や規格・方式による商品の差異の程度 ・効用等が同種又は類似の商品 ・商品別価格、取引数量の動き ・需要者の認識・行動の特徴 ・工場生産設備の概要（ラインの切替可能性等） ・関連する文献、調査・分析等（以下全ての項目についても同様。）	第 2 - 2	一定の取引分野 (商品の範囲)
第 2 - 3	一定の取引分野 (地理的範囲)		・事業を行っている国・区域（当事会社及び競争者） ・工場・事業所の所在地・事業区域（当事会社及び競争者） ・需要者の買い回る範囲、購買行動 ・商品の特性 ・商品の輸送・提供手段、輸送費用 ・国・地域別価格、取引数量の動き ・物流・商流	第 2 - 3	一定の取引分野 (地理的範囲)
第 4 - 2 (1)	当事会社グループの地位・競争者の状況（市場における競争の状況等を含む。）		・市場規模（数量・金額）の推移、需要予測 ・各当事会社（及び競争者）の生産・出荷数量及び金額の推移（用途別・需要部門別、自家消費・外販別等） ・当事会社の対象商品の売上高（利益・コスト） ・市場シェアの変動状況、当事会社間の従来の競争状況 ・製品別販売価格の月別推移（相対取引・市況の別、需要者グループ別、流通経路別等） ・価格決定の方法（販売促進費用・リベートや広告宣伝費等） ・価格交渉の頻度、価格変更のタイミングやその要因 ・商品別の流通経路図、経路別流通数量・金額、販売組織、流通系列化の状況 ・工場生産設備の概要（設備の内容、生産能力・生産数量・供	第 4 - 2 (1)	当事会社グループの地位・競争者の状況（市場における競争の状況等を含む。）

		給余力の推移及びそれらの算定方法、建設・計画中の設備の内容・生産能力等) ・輸出数量・輸出価格の推移 (価格形成要因、国内品との価格差) ・当事会社の製品ラインアップの状況 (製品カタログ等), 他社製品の概要 (製品ラインアップ, 特色等) ・商品差別化 (ブランド, グレード等) の状況, ブランドの評価 ・保有又は使用許諾を有する特許権, 技術導入に関する提携の内容 ・新製品の開発状況, 研究開発, 技術開発の参入事例, 量 (額), 投資額 (人員, 施設の概要等) ・当該商品に係る国内外の技術革新の速さや程度, 商品陳腐化の状況, 売上高に占める研究開発投資費の割合の推移			給余力の推移及びそれらの算定方法、建設・計画中の設備の内容・生産能力等) ・輸出数量・輸出価格の推移 (価格形成要因、国内品との価格差) ・当事会社の製品ラインアップの状況 (製品カタログ等), 他社製品の概要 (製品ラインアップ, 特色等) ・商品差別化 (ブランド, グレード等) の状況, ブランドの評価 ・保有又は使用許諾を有する特許権, 技術導入に関する提携の内容 ・新製品の開発状況, 研究開発, 技術開発の参入事例, 量 (額), 投資額 (人員, 施設の概要等) ・当該商品に係る国内外の技術革新の速さや程度, 商品陳腐化の状況, 売上高に占める研究開発投資費の割合の推移
第 4 - 2 (2)	輸入	・輸入数量・輸入価格の推移 (価格形成要因、国内品との価格差) ・国際的取引に係る関税その他の税制や法制度上の規制の有無・内容 ・輸入品の価格・品質・技術, 輸入に係る費用・設備 (物流・貯蔵設備等) ・輸入品の輸出国の需要動向・輸出余力, 海外における有力な事業者の概要 ・今後の輸出入の予測	第 4 - 2 (2)	輸入	・輸入数量・輸入価格の推移 (価格形成要因、国内品との価格差) ・国際的取引に係る関税その他の税制や法制度上の規制の有無・内容 ・輸入品の価格・品質・技術, 輸入に係る費用・設備 (物流・貯蔵設備等) ・輸入品の輸出国の需要動向・輸出余力, 海外における有力な事業者の概要 ・今後の輸出入の予測
第 4 - 2 (3)	参入	・許認可等の法制度上の参入規制の有無 ・実態面での参入障壁の有無 (参入に必要な生産設備の適正規模と所要資金額, 立地条件, 技術条件, 原材料調達条件, 販売面の条件等) ・過去の参入事例及びその効果 ・参入可能性のある事業者や参入計画の有無, 参入予定者の事業計画	第 4 - 2 (3)	参入	・許認可等の法制度上の参入規制の有無 ・実態面での参入障壁の有無 (参入に必要な生産設備の適正規模と所要資金額, 立地条件, 技術条件, 原材料調達条件, 販売面の条件等) ・過去の参入事例及びその効果 ・参入可能性のある事業者や参入計画の有無, 参入予定者の事業計画
第 4 - 2 (4)	隣接市場からの競争圧力	・隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (競合品, 隣接地	第 4 - 2 (4)	隣接市場からの競争圧力	・隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (競合品, 隣接地

		域)			域)
第 4 - 2 (5)	需要者からの競争圧力	・主要需要者名（所在地、販売数量・金額の推移） ・主要な需要者規模別販売先（大口・小口需要者）及び取引関係（販売数量〔金額〕の推移、取引方法等） ・需要者間の競争状況 ・取引先の変更容易性（取引先の切替費用、ユーザーの複数購買の状況、取引先の切替例等）	第 4 - 2 (5)	需要者からの競争圧力	・主要需要者名（所在地、販売数量・金額の推移） ・主要な需要者規模別販売先（大口・小口需要者）及び取引関係（販売数量〔金額〕の推移、取引方法等） ・需要者間の競争状況 ・取引先の変更容易性（取引先の切替費用、ユーザーの複数購買の状況、取引先の切替例等）
第 4 - 2 (7)	効率性	・企業結合に伴う合理化・効率化計画及び経済的効果の内容、算定根拠（規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発の効率性等） ・当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書、効率性に関する株主及び金融市場に対する説明資料等 ・効率性向上による価格低下・品質向上・新商品提供等に係る過去の実績	第 4 - 2 (7)	効率性	・企業結合に伴う合理化・効率化計画及び経済的効果の内容、算定根拠（規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発の効率性等） ・当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書、効率性に関する株主及び金融市場に対する説明資料等 ・効率性向上による価格低下・品質向上・新商品提供等に係る過去の実績
第 4 - 2 (8)	当事会社グループの経営状況	・業績不振に陥っている当事会社に係る財務状況 ・業績不振に陥っている当事会社を救済することが可能な他の事業者との交渉の状況	第 4 - 2 (8)	当事会社グループの経営状況	・業績不振に陥っている当事会社に係る財務状況 ・業績不振に陥っている当事会社を救済することが可能な他の事業者との交渉の状況
（注 1）上記はあくまでも例示であり、これに限定されるものではない。 （注 2）市場規模、価格、数量、市場シェア等の推移については、一般的には 3 ～ 5 年分程度を提出することが望ましいが、事案の内容、取引の特性や入手可能なデータの有無等によって、推移をみるべき期間は異なり得る。 なお、このようなデータの収集源としては、政府統計、業界団体の統計、市場調査機関の資料、POS データ（消費者向けの商品の場合）などが考えられる。 （注 3）<u>上表の各項目に係る当事会社の認識を確認するために、当事会社の内部文書（例えば、当事会社の取締役会等の各種会議等で使用された資料や議事録等、当</u>			（注 1）上記はあくまでも例示であり、これに限定されるものではない。 （注 2）市場規模、価格、数量、市場シェア等の推移については、一般的には 3 ～ 5 年分程度を提出することが望ましいが、事案の内容、取引の特性や入手可能なデータの有無等によって、推移をみるべき期間は異なり得る。 なお、このようなデータの収集源としては、政府統計、業界団体の統計、市場調査機関の資料、POS データ（消費者向けの商品の場合）などが考えられる。 <u>（新設）</u>		

<u>事会社が企業結合の検討及び決定に当たり企業結合の効果等について検討・分析した資料, 企業結合の検討に関与した当事会社職員等の電子メール等) の提出を求めることがある。</u> (参考) 企業結合審査のフローチャート (略)	(参考) 企業結合審査のフローチャート (略)
--	--------------------------------